

三重県環境基本条例の改正について

1 経緯

(1) 環境基本条例の制定

三重県環境基本条例（平成 7 年三重県条例第 3 号。以下「環境基本条例」という。）は、環境の保全について、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務並びに県と市町との協働を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることによって、施策を推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活を確保することを目的に、平成 7 年 3 月に制定されたものです。

(2) 条例の一斉点検・見直し

昨年度、行財政改革の取組の一環として全庁で条例の一斉点検・見直しを実施し、環境基本条例についても点検を行った結果、「自然と人との共生」の視点が不足しているなど、条例制定後の状況変化をふまえた見直しが必要と判断しました。

(3) 環境行政を取り巻く時代潮流

近年、環境行政を取り巻く時代潮流の変化は早く、今日では、低炭素社会や自然共生社会の実現などが重要な課題になっており、これらに対応すべく、県では、平成 24 年 3 月に「三重県環境基本計画」や「みえ生物多様性推進プラン」を策定し、施策などに反映してきているところです。

低炭素社会の構築については、近年では、温室効果ガス排出量の削減や温暖化による気候変動への対応が重要になってきており、国では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年）を制定し、その後、京都議定書及び京都メカニズムに対応できるように規定を整備してきました。また、県では、事業活動及び日常生活における自主的な取組をより積極的に推進するため、「三重県地球温暖化対策推進条例」の制定に向けて取り組んでいるところです。

自然共生社会の構築については、国では、「自然再生推進法」（平成 14 年）、「生物多様性基本法」（平成 20 年）、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）」（平成 22 年）を制定し、生物の多様性の確保を通じた自然との共生に取り組んでいるところです。また、県では、生物の多様性の確保等を通じた自然と人との共生を実現することなどを目的として「三重県自然環境保全条例」（平成 15 年）を制定しています。

「21 世紀環境立国戦略」（平成 19 年閣議決定）では、低炭素社会、循環型社会及び自然共生社会づくりを統合的に進めることにより、持続可能な社会を実現することとされています。

環境基本条例は、地球温暖化の防止や生物多様性の確保などについても規定していますが、こうした近年の潮流への対応をより明確にし、低炭素社会、循環型

社会及び自然共生社会づくりを統合的に進めていくため、「三重県地球温暖化対策推進条例」の制定にあわせて、目的、基本理念等について規定の整備を行うことが必要と考えます。

2 条例改正にあたっての主なポイント

次の事項について改正を予定しており、詳細は別添資料のとおりです。

(1) 目的・基本理念

「自然との共生（調和）」の明確化

自然共生社会の実現には、県民を健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する主体として位置づけるとともに、今の世代が将来の世代に「より良い環境」を継承することが重要です。

そのため、目的・基本理念にその旨を明記し、将来にわたって「自然と人との共生」が確保されるようにします。

「低炭素社会」の実現の明確化

低炭素社会、循環型社会及び自然共生社会づくりを統合的に進めることにより、持続可能な社会を実現することが重要であることから、基本理念に低炭素社会を実現するための「温室効果ガスの排出抑制」について規定します。

「地球環境保全における地域の取組の重要性」の明確化

地球温暖化対策の推進など地球規模の課題の解決には、地域におけるあらゆる主体が自主的な取組を推進することが重要であることから、その旨を明記します。

(2) 多様な主体との協働

環境の保全は、県、市町、事業者、県民及び民間団体が協働して取り組む必要があることから、県と市町の協働の規定を改め、多様な主体との協働を規定します。

(3) その他

上記の改正に伴い、用語の定義の追加、目的・基本理念の改正をふまえた「環境の保全に関する基本的施策」（基本方針及び具体的な施策）の体系的な整理を行います。